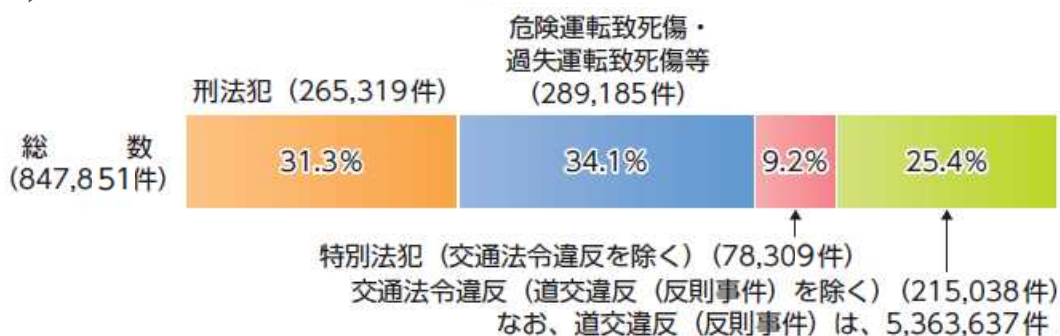


令和4年版 犯罪白書の概要

▶ 司法警察職員による検挙件数（参考値）



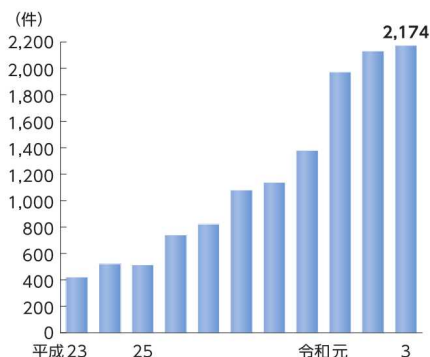
▶ 認知件数等（参考値）



※ 刑法犯以外は、それぞれ警察による刑法犯の認知件数におおよそ匹敵すると考えられるものを参考として用いた

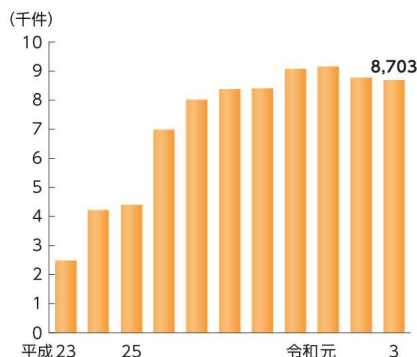
▶ 特に留意を要する犯罪類型 検挙件数の推移

① 児童虐待に係る事件



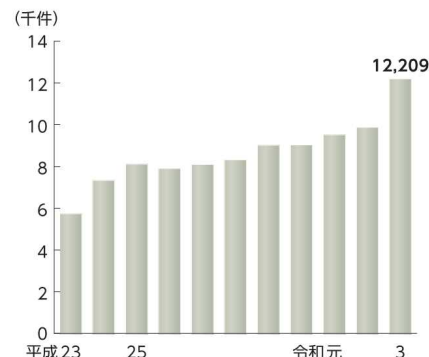
令和3年：2,174件（前年比1.9%増）

② 配偶者からの暴力事案等



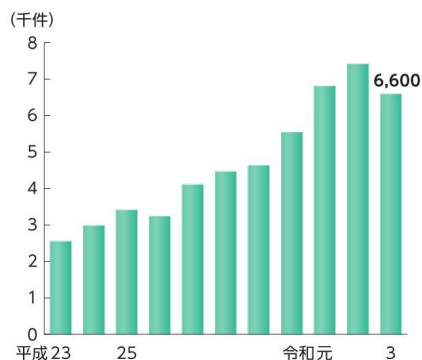
令和3年：8,703件（前年比0.9%減）

③ サイバー犯罪



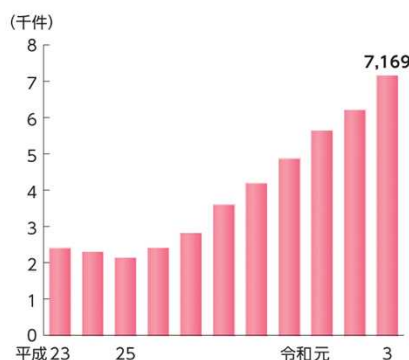
令和3年：12,209件（前年比23.6%増）

④ 特殊詐欺



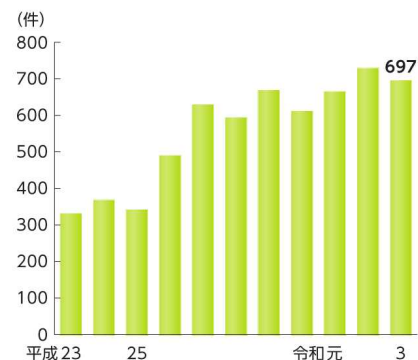
令和3年：6,600件（前年比11.1%減）

⑤ 大麻取締法違反



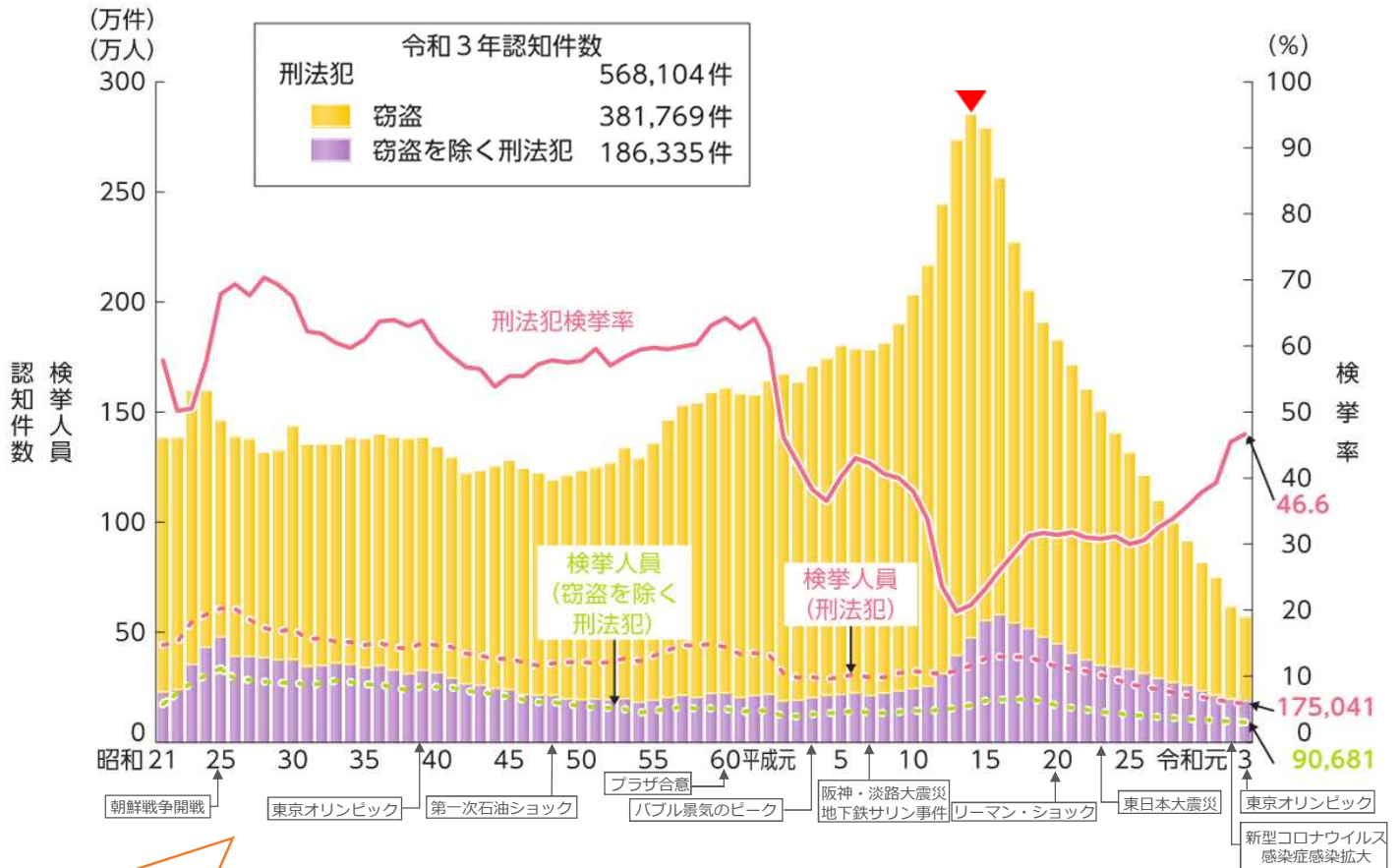
令和3年：7,169件（前年比15.4%増）

⑥ 危険運転致死傷



令和3年：697件（前年比4.5%減）

▶ 刑法犯 認知件数・検挙人員・検挙率の推移



刑法犯の動向

刑法犯の認知件数は、平成14年(285万3,739件)をピークに19年連続で減少
令和3年は56万8,104件(前年比7.5%減)と戦後最少を更新

窃盗

平成15年以降、減少。令和3年(前年比8.5%減)も戦後最少を更新
刑法犯の認知件数の7割近くを占める

粗暴犯

傷害：認知件数 1万8,145件(前年比4.3%減)平成16年以降、減少傾向
暴行：認知件数 2万6,436件(前年比4.3%減)平成18年以降、高止まりの状況にあったが、令和元年以降、減少

性犯罪

強制性交等：認知件数 1,388件(前年比4.2%増)平成29年以降やや増加
令和2年に一旦減少するも3年は増加
強制わいせつ：認知件数 4,283件(前年比3.1%増)平成26年以降、減少傾向
令和2年に大きく減少し3年は増加

少年による刑法犯

検挙人員 平成16年以降、減少

令和3年は2万399人(前年比9.5%減)

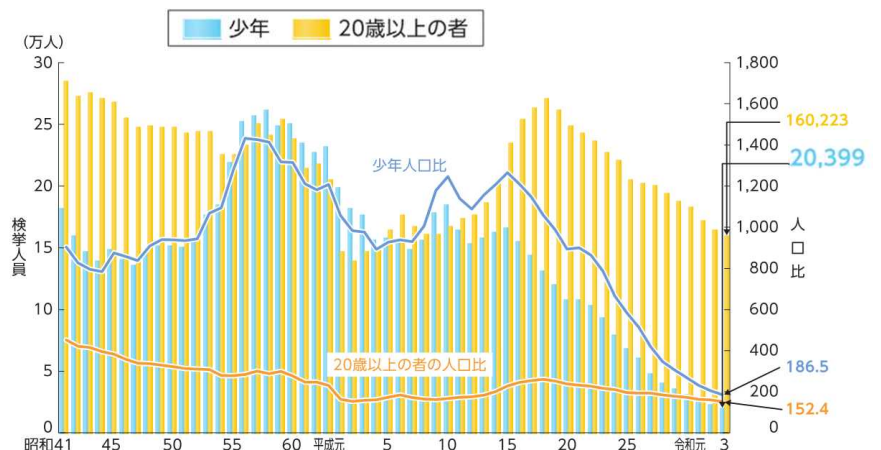
人口比 低下傾向(令和3年はピークである昭和56年の約8分の1)
20歳以上の者の人口比に比して高いが、その差は減少傾向

令和3年検挙人員(人口比)

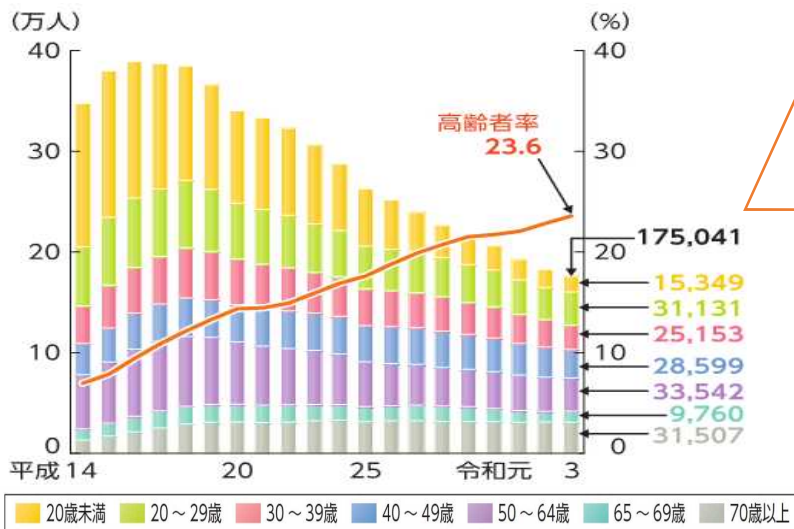
年長少年：4,950人(214.4) 中間少年：5,947(270.8)

年少少年：3,921人(181.7) 触法少年：5,581(130.6)

▶ 少年による刑法犯 検挙人員・人口比の推移



▶ 刑法犯 検挙人員（年齢層別）・高齢者率の推移



高齢者犯罪

高齢者の刑法犯検挙人員

平成28年以降**減少**
 令和3年は前年比1.0%減
 高齢者率は、ほぼ一貫して上昇
 令和3年は前年比0.7pt上昇
76.3%が70歳以上の者

女性高齢者の刑法犯検挙人員

令和3年は1万3,162人
 (前年比1.0%減)
高齢者率33.5%
82.3%が70歳以上の者

罪名別

全年齢層に比べて、**窃盗**の割合が高い
 特に、女性は**約9割が窃盗**（その約8割が万引き）

薬物犯罪

覚醒剤取締法違反（検挙人員）

平成13年以降、**減少傾向**
 令和元年以降、3年連続で1万人を下回る
 令和3年は7,970人（前年比7.9%減）

大麻取締法違反（検挙人員）

平成26年以降、**20歳未満及び20歳代は増加**
 令和3年は5,783人（前年比9.9%増）

女性犯罪

刑法犯検挙人員

平成18年以降、**減少傾向**
 令和3年は3万9,239人
 (前年0.8%増)
 検挙人員総数に占める女性比22.4%

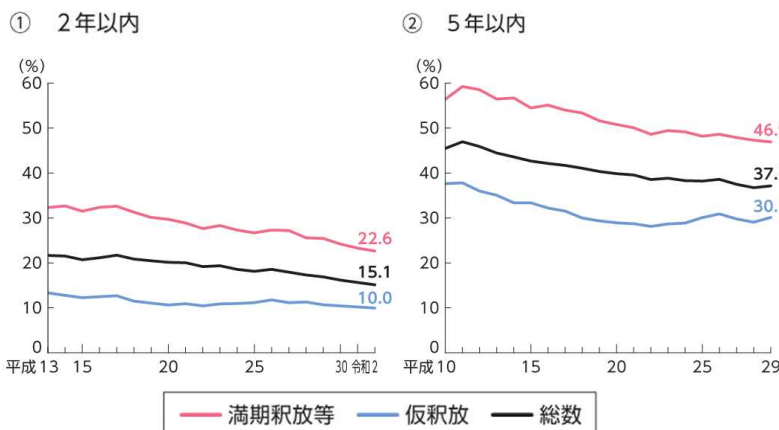
▶ 検察庁新規受理人員



検察庁新規受理人員

刑法犯 18万7,827人
 窃盗 7万6,989人
 その他 11万8,388人
 過失運転致死傷等 28万7,970人
 特別法犯 29万6,521人
 道交違反 20万6,170人
 その他の特別法犯 8万4,482人

▶ 出所受刑者の出所事由別再入率の推移



再入率

2年以内（令和2年出所者）

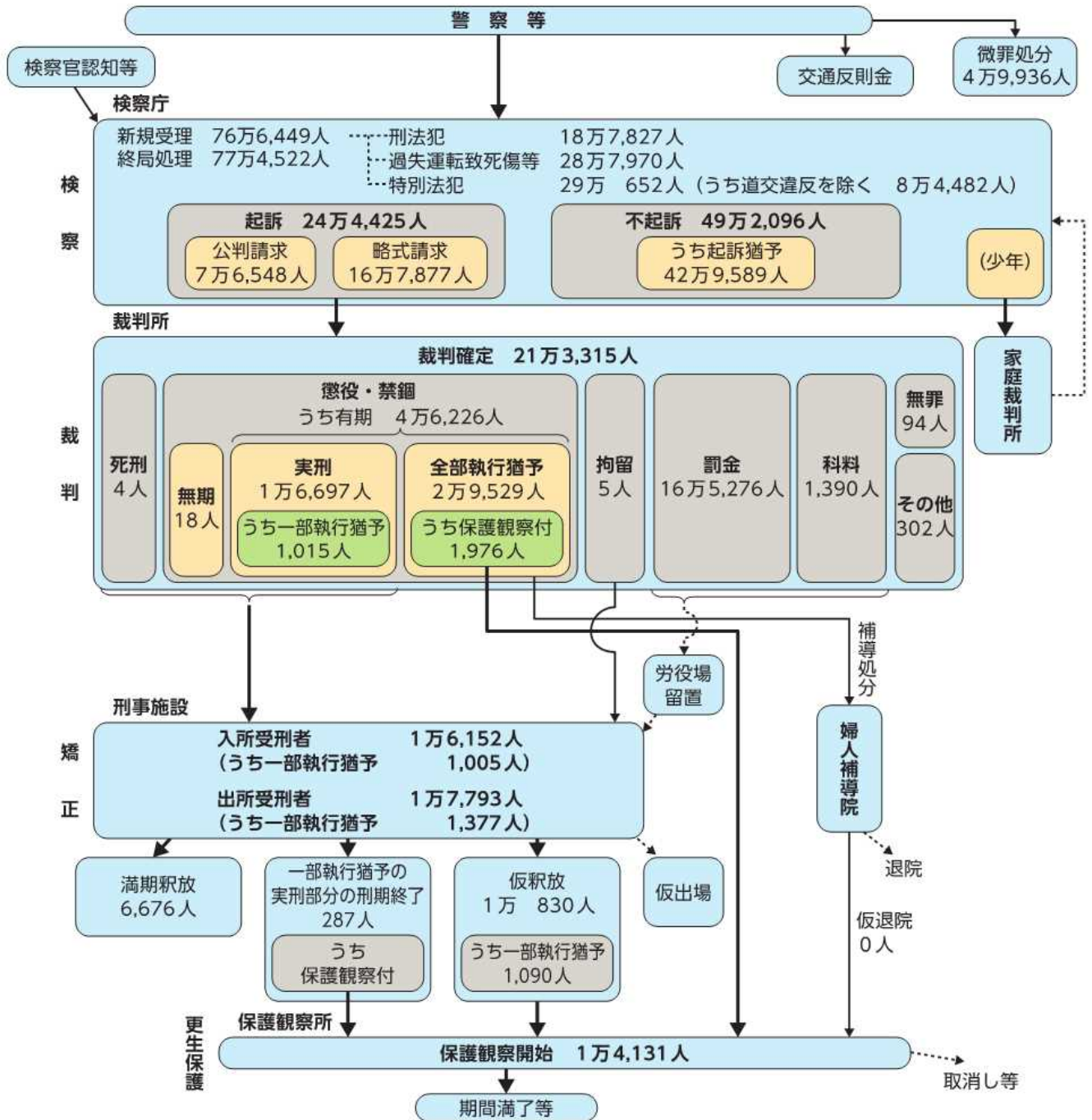
総数 15.1%
 満期釈放等 22.6%
 仮釈放 10.0%

5年以内（平成29年出所者）

総数 37.2%
 満期釈放等 46.9%
 仮釈放 30.1%

犯罪者処遇の概要

(令和3年)



[裁判]

裁判確定人員

前年比3.5%減
(最近10年間でおおむね半減)

裁判員裁判

第一審判決人員 904人

全部執行猶予者の保護観察率

6.7% (前年比0.3pt低下)

[矯正・更生保護]

入所受刑者人員

前年比2.8%減 (戦後最少を更新)

刑事施設の年末収容人員 (受刑者)

3万8,366人 (前年末比3.6%減)

収容率 (既決)

55.1% (前年末比2.6pt低下)

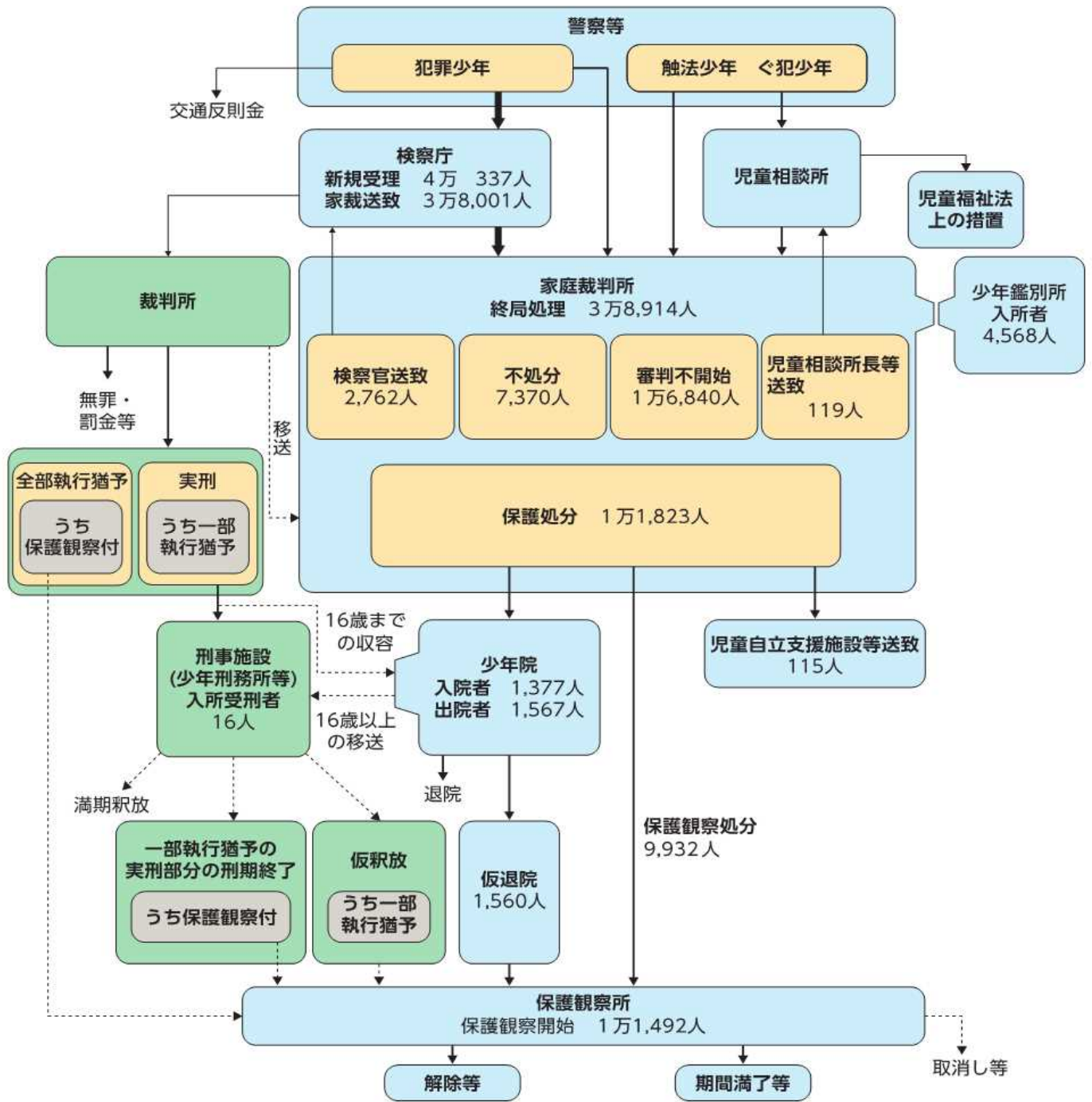
女性は70.3%

仮釈放率

60.9% (前年比1.7pt上昇)

非行少年処遇の概要

(令和3年)



【検挙人員】

刑法犯 2万399人（前年比9.5%減。平成16年以降、減少し続ける）
窃盗が1万869人と最も多い

特別法犯 4,940人（前年比1.6%減）
軽犯罪法違反が1,122人と最も多い

【保護観察処分少年】

9,932人
（前年比7.5%減。平成11年以降、減少し続ける）

【少年院入院者】

1,377人
（前年比15.2%減。平成13年以降、減少傾向）
うち女子119人

※年齢層別構成比

年少少年（14歳以上16歳未満） 8.9%
中間少年（16歳以上18歳未満） 33.0%
年長少年（18歳以上20歳未満） 58.1%

【特集①】新型コロナウイルス感染症と刑事政策

コロナ禍特有の犯罪の発生

▶ 感染拡大に便乗した犯罪（検挙(事)件数）

- 無許可医薬品販売等の**保健衛生事犯**
14事件(令和2年)、7事件(令和3年)
- 特殊詐欺を始めとした**詐欺事案**
13件(令和2年)、4件(令和3年)
- **ヤミ金融事犯** 5事件(令和2年)、4事件(令和3年)

▶ 国民生活安定緊急措置法違反（検挙事件数）

- **衛生マスク等転売事案** 20事件(令和3年末まで)

※検挙事件数：余罪を含む一連の事件として警察が検挙したものの数

－ 今後の犯罪予防の在り方等－

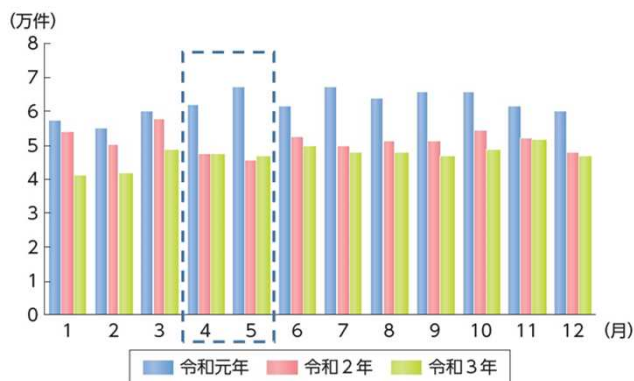
- 新たな手口等について新聞やテレビ等を利用した注意喚起
- 各種給付金等の不正受給に対しては徹底した取締りと、自主返還を促すことによる被害回復が重要

▶ 経済対策として新設された制度を悪用した犯罪（検挙件数）

- **持続化給付金**の詐取事案
2,578件(令和3年末まで)
<自主返還済み 1万6,159件、約173億円>
- **家賃支援給付金**の詐取事案
64件(令和3年末まで)
<自主返還済み 1,109件、約8億6,900万円>
- **Go To トラベル事業給付金**の詐取事案
45件(令和3年末まで)
- **雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金**の詐取事案 24件(令和3年末まで)
- その他の給付金等の詐取事案
196件(令和3年末まで)

主な犯罪の動向

▶ 刑法犯の認知件数



刑法犯（認知件数）

- 令和2年は大きく減少（前年比13万4,328件（17.9%）減、4・5月はそれぞれ前年同月比**23.9%減・32.1%減**）
令和3年は前年比7.5%減

窃盗（認知件数）

- 令和2年は大きく減少（前年比**21.6%減**）
令和3年は前年比8.5%減

令和2年4・5月の減少は、刑法犯の7割近くを占める窃盗の減少に伴うもの

交通事故（発生件数）

- 令和2年は大きく減少（前年比7万2,059件（18.9%）減）、4・5月は特に大きく減少（それぞれ前年同月比**41.9%減・37.9%減**）

交通量の減少に伴うもの

少年非行（刑法犯の検挙人員）

- 令和2年3月に増加（前年同月比35.0%増）、4・5月も大きな減少見られず（それぞれ前年同月比0.4%増・4.4%減）

少年特有の事情が存在した可能性

主な犯罪類型ごとに見ると・・・

窃盗（手口別・認知件数）

- 住宅対象の侵入窃盗 令和2年5・7・12月は前年同月比**40%以上の減少**
- すり 令和2年5月は前年同月比**81.7%減**

重要犯罪（罪名別・認知件数）

- 強制性交等 令和2年5月は顕著に減少（前年同月比**30.6%減**）
- 強制わいせつ 令和2年4・5月は顕著に減少（それぞれ前年同月比**36.6%減・46.1%減**）

その他犯罪（罪名別・検挙件数）

- 迷惑防止条例違反の痴漢事犯 令和2年は大きく減少（前年比**31.3%減**）

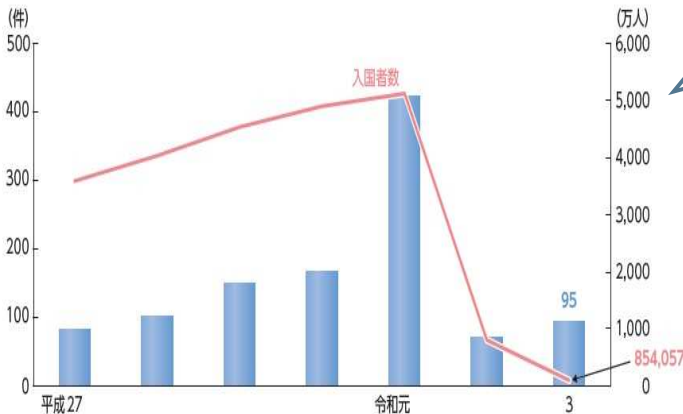
外出自粛等による在宅人口の増加・人出の減少に伴い、犯行機会・被害対象が減少した可能性

－ 今後の犯罪予防の在り方等－

引き続き令和4年以降の犯罪動向を注視する必要がある

特に注目すべき犯罪の動向

▶ 覚醒剤の密輸入事案の摘発件数

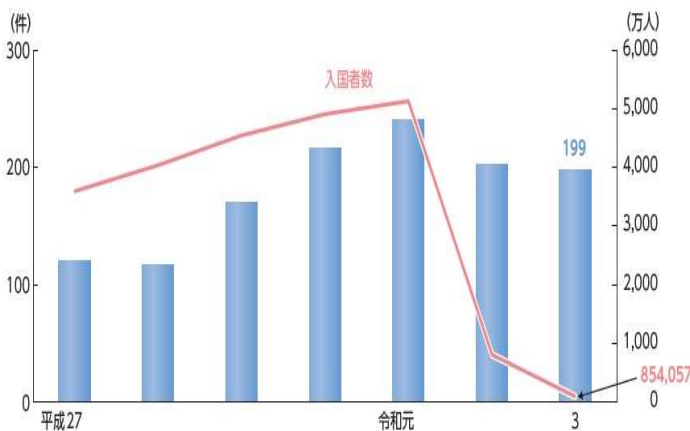


違法薬物密輸入 (摘発件数)

- 覚醒剤
令和2年72件 (前年比83.1%減)
- 大麻
令和2年204件 (前年比15.1%減)
- 令和2年入国者数は前年比84.4%減

覚醒剤密輸入は、航空機旅客によるものが多く、入国者数減の影響を大きく受けた
大麻密輸入は、郵便によるものが多く、入国者数減の影響をそれほど受けなかった

▶ 大麻の密輸入事案の摘発件数



児童虐待・配偶者からの暴力

- 児童虐待 (相談対応件数) 令和2年度は増加 (前年度比5.8%増)も、近年の増加傾向に比べ、比較的緩やか
- 配偶者からの暴力 令和2年4～6月の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は一時的に増加も、同年の検挙件数は減少

ステイホームにより、相談・届出ができなかったなど、暗数の存在も懸念

特殊詐欺 (認知件数)

- 令和2年13,550件 (前年比19.6%減)
- 令和3年14,498件 (前年比7.0%増)

サイバー犯罪

- 検挙件数は近年増加し続けており、令和3年は1万2,209件 (前年比23.6%増)
- 最近ではランサムウェアによる被害が急増

テレワーク実現のためのVPN機器の脆弱性が悪用され被害増加につながった可能性がある一方、攻撃方法の巧妙化・組織化等も考えられる

来日外国人犯罪

- 短期滞在(観光等)の正規滞在者の刑法犯検挙人員が令和2・3年共に大きく減少 (それぞれ前年比47.7%減・51.2%減)

新規入国者数が大きく減少した影響を受けた

海外の動向

- 2020年3・4月の殺人被害者数が、過去5年の同月の平均値と比べ25%以上少なかった国も
- 2020年4月は、同年2月と比べ、強盗が58%、侵入盗が58%、窃盗が72%、認知件数が減少 (データが入手可能であった22か国・地域の合計)
- 2020年3・4月は、同年2月以前と比べ、レイプの認知件数が顕著に減少 (同21か国・地域の合計)
- 全世界の刑務所等 2021年5月までに122か国で55万人近くが被収容者が感染し、47か国で4,000人近くが死亡したと推定
- 米国の連邦刑務所等 2021年末までに、被収容者4万3,126人が感染、273人が死亡

－ 今後の犯罪予防の在り方等 －

- 密輸入事案：入国者数増加に備えた水際対策
- 児童虐待・配偶者からの暴力：犯罪被害実態 (暗数) 調査を始め、可能な限り実態を解明
- 特殊詐欺等：新聞やテレビ等を利用した注意喚起、徹底した取締り
- サイバー犯罪：手口等についての積極的広報、個人・企業等におけるセキュリティ対策

刑事司法の各段階における影響・対策

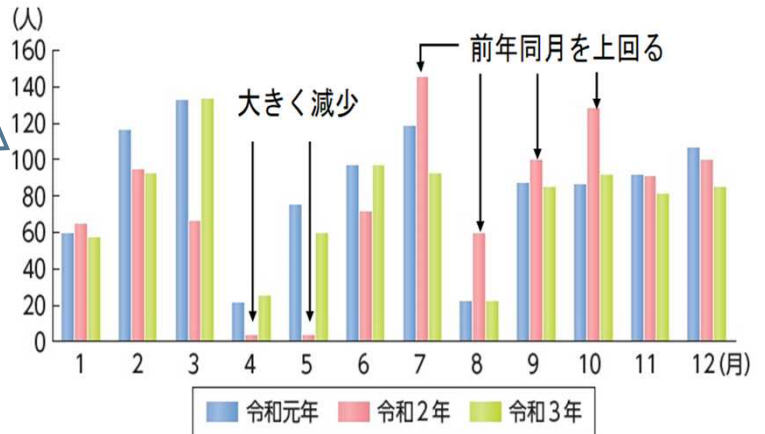
検察

- **新規受理人員** 令和2年4・5月に大きく減少（それぞれ前年同月比18.3%減・16.4%減）
 <刑法犯の認知件数の減少や過失運転致死傷等の検挙件数の減少に伴う送致件数の減少の影響>
- **終局処理人員** 令和2年4・5月に大きく減少（それぞれ前年同月比25.9%減・33.8%減）
 6月は前年同月から増加（同1.5%増）
 →収容のための特別な班編制等を行うなど、感染防止策を講じながら業務継続

裁判

- **裁判員裁判終局処理人員**
 令和2年4・5月は期日延期の影響もあり、大きく減少（それぞれ前年同月比81.8%減・94.7%減）
 その後7月～10月は前年同月を上回る
 →感染防止策を講じながら業務継続

▶ 裁判員裁判対象事件の終局処理人員



矯正

- 令和2年4月「矯正施設における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドライン」策定
 →マスク着用、手洗い、手指消毒、複数の者が使用する場所・備品の消毒、換気、食事等の場面における対面での会話の回避等の対策を講じた
- 令和2年4月から、一部の刑事施設では刑務作業等を当面の間見合せ
- 令和2年11月から4年6月にかけて、複数の矯正施設でクラスターが発生
 →近隣の矯正施設職員や特別機動警備隊隊員を派遣して対応
- 42庁の刑事施設で、医療現場で不足していた医療用ガウン約140万着を製作
 →地方公共団体や民間企業に納品
- 一部の少年院で、社会貢献活動として在院者がマスクを製作
 →近隣の社会福祉法人に贈呈
- 令和3年2月から、希望する被収容者に対する予防接種実施

更生保護

- 矯正施設と協議の上、仮釈放等審理に係る調査をテレビ会議システムで実施
- 専門的処遇プログラムの実施方法を変更
 →集団処遇から個別処遇に切り替え又はプログラムの実施を延期（延期期間中はワークブックを自習させ、ワークブックの郵送・電話によって指導するなど代替措置を講じた）
- 福祉施設での活動が難しくなり、社会貢献活動の実施場所の確保に支障
 →屋外での清掃活動等を実施
- 更生保護施設 複数人用の居室を個室として運用せざるを得ない場合があり、委託実人員が大きく減少
 集団処遇を個別処遇に切り替え、ワークシートを活用

－ 今後の処遇の在り方等 －

- 医療用ガウン・マスクの製作・配布の実施は有意義であったもので、今後も社会貢献に資する活動が期待される
- リモート方式による面接等、今回経験した新たな手段を今後の処遇に生かす

【特集②】 犯罪者・非行少年の生活意識と価値観

概要

犯罪者・非行少年の特性
に応じた処遇が重要



主観的側面も併せて多角的に
本人の特性を把握する必要

社会情勢や国民の意識の変化

社会情勢の変化

人口・通信	<ul style="list-style-type: none"> ■ 少子高齢化 65歳以上の人口 14.0%(H元)⇒32.4%(R3) ■ 通信手段の普及 スマートフォン保有率 29.3%(H23)⇒88.6%(R3) 10代のSNS利用率90.7%
家族・交友	<ul style="list-style-type: none"> ■ 共働き世帯の増加 783万世帯(H元)⇒1,247万世帯(R3) ■ 交友関係の変化 「会話やメール等をたくさんする」 59.5%(H28)⇒63.7%(R元)
学校・就労	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大学進学率 36.3%(H元)⇒58.9%(R3) ■ 就職率(H23⇒R3) 高卒97.8%⇒99.6% 大卒91.0%⇒96.0% ■ 1年以内の離職率(H22⇒R2) 高卒19.5%⇒15.0% 大卒12.5%⇒10.6%
地域社会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域との関わりの変化 地域での付き合いがない 30.1%(H23) ⇒42.7%(R3)

国民の意識の変化

(内閣府「国民生活に関する世論調査」)

- ▶ 現在の生活の充実感
 - 経年変化(H13⇒R3) 「充実感を感じている」 65.3%⇒**55.5%**
 - 年齢層による違い(R3) 「充実感を感じている」
30歳未満 66.0%<最高>
50~59歳 47.1%<最低>

充実感を感じている者の割合は半数程度
特に50~59歳が低い
- ▶ 現在の生活に対する満足度
 - 経年変化(H13⇒R3) 「満足」 61.5%⇒**55.3%**
 - 年齢層による違い(R3) 「満足」
30~39歳 63.2%<最高>
40~49歳 49.7%<最低>

「満足」との回答は半数程度
特に40~49歳が低い
- ▶ 日常生活での悩みや不安
 - 経年変化(H13⇒R3) 「悩みや不安を感じている」 65.1%⇒**77.6%**
 - 年齢層による違い(R3) 「悩みや不安を感じている」
50~59歳 81.7%<最高>
70歳以上 74.1%<最低>

悩みや不安を感じている者は8割弱
いずれの年齢層も全般的に高い

年齢層・犯罪類型・犯罪の進捗等に着目した動向

年齢層

■ 年齢層別 起訴・起訴猶予率(R3)



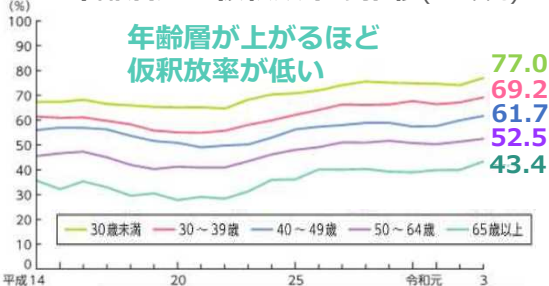
■ 入所受刑者の年齢層の推移

~H23 : 30歳代
~R元 : 40歳代
R2~ : 50~64歳

構成比の最も高い年齢層
受刑者の高齢化

65歳以上の者の構成比は
H14の約**3.8倍**

■ 年齢層別 仮釈放率の推移(20年間)



犯罪類型

分類	主な罪名・非行名
重大事犯類型	殺人、傷害致死、強盗、放火
粗暴事犯類型	傷害、暴行、公務執行妨害、脅迫、恐喝、暴力行為等処罰法、銃刀法
窃盗事犯類型	窃盗
詐欺事犯類型	詐欺、準詐欺、電子計算機使用詐欺
性犯類型	強制性交等、強制わいせつ、わいせつ物頒布等、公然わいせつ
薬物事犯類型	覚醒剤取締法、麻薬取締法、毒劇法
交通事犯類型	過失運転致死傷等、道路交通法、危険運転致死傷

■ 犯罪類型別 検挙者の犯行動機別構成比 (R3)



粗暴犯は8割以上が憤怒等

■ 入所受刑者の犯罪類型の推移(20年間)

窃盗・薬物：一貫して割合が高い
(R3 窃盗：35.5% 薬物：25.5%)
窃盗は割合が上昇(27.1%⇒**35.5%**)
粗暴・重大は割合が低下傾向
(粗暴：11.3%⇒**6.1%** 重大：8.3%⇒**4.2%**)

進捗

■ 入所受刑者の入所度数(R3)

初入：43.0%
2度：15.2%
3度以上：41.8%

8年ぶりに、3度以上の者の割合が初入者よりも少なくなる

特別調査

▶ 調査の概要

■ 調査期間

令和3年1月1日～29日

■ 対象者

- ① 刑事施設入所者 595人
- ② 保護観察対象者（20歳以上） 388人
- ③ 少年鑑別所入所者 184人
- ④ 保護観察対象者（少年） 252人

▶ 調査対象者の属性等

■ 年齢層

年齢層	人員
年少少年	42人
中間少年	127人
年長少年	252人
20～29歳	165人
30～39歳	218人
40～49歳	258人
50～64歳	238人
65歳以上	85人

■ 犯罪類型

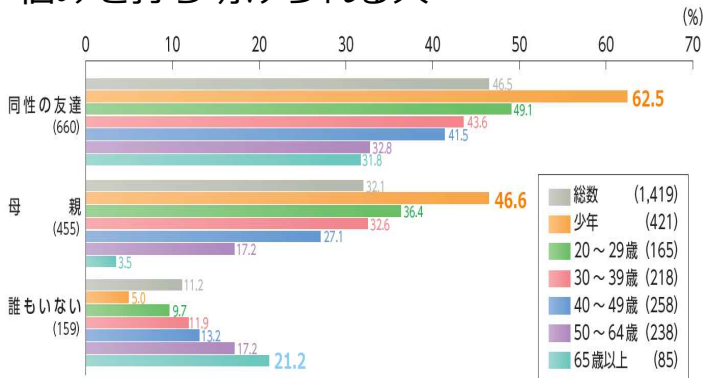
犯罪類型	人員
重大	64人
粗暴	48人
窃盗	333人
詐欺	98人
性	38人
薬物	249人
交通	50人
その他	100人

■ 犯罪進度

刑事施設への入所度数	人員
なし	81人
1回（初入者）	421人
2回以上（再入者）	480人

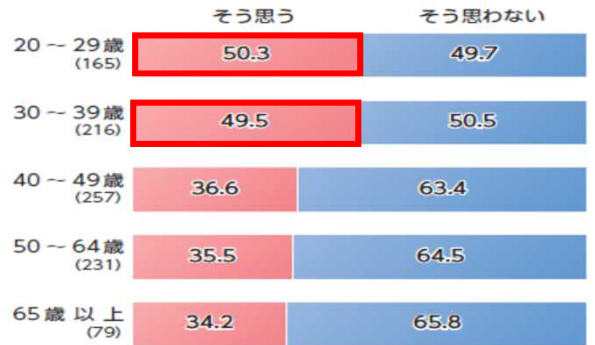
年齢層による比較

▶ 悩みを打ち明けられる人

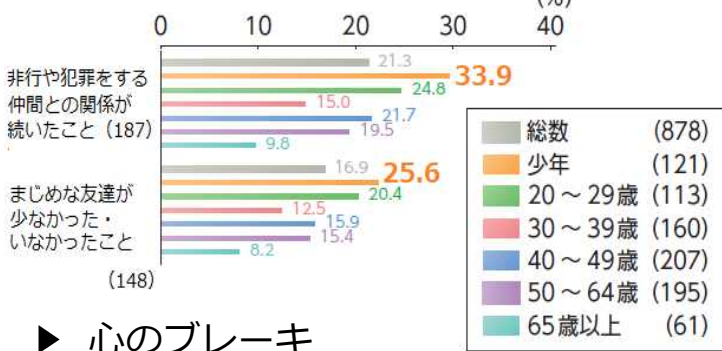


▶ 就労に対する意識

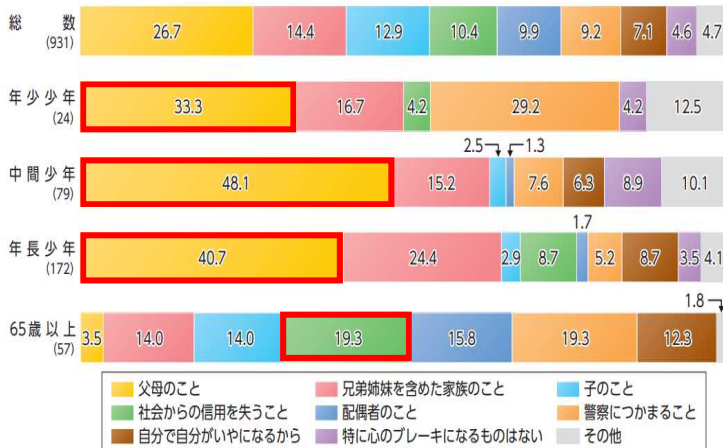
汗水流して働くより、楽に金を稼げる仕事が見たい



▶ 再犯・再非行の原因



▶ 心のブレーキ



年齢層の違いによる特徴

- 悩みを打ち明けられる人
 - 少年：家族（「母親」、「父親」、「祖父母」等）
 - 高齢者：「誰もいない」
- 就労に対する意識
 - 若年層：「汗水流して働くより、楽に金を稼げる仕事が見たい」
- 再犯・再非行の原因
 - 少年：「不良交友」
- 心のブレーキ
 - 少年：「父母」
 - 高齢者：「社会からの信用」

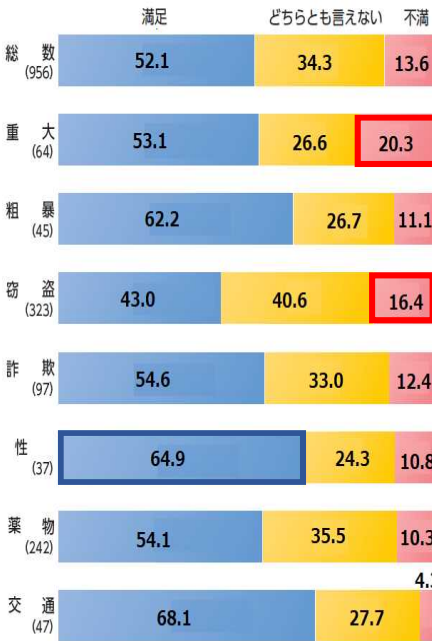
【少年】

- ◎ 家族が重要な社会資源
- ◎ 社会情勢（家族関係）に変化（共働き・ひとり親）
 - 補完する支援（BBS会等のボランティア・協力雇用主等）の拡大・充実
- ◎ 不良交友からの離脱 ※SNS等のリスク
- 【若年層】
- ◎ 早期の健全な就労意識の涵養
 - 就労の確保・維持が必要
- 【高齢者】
- ◎ 社会とのつながりが重要
 - 福祉との連携、地域における支援

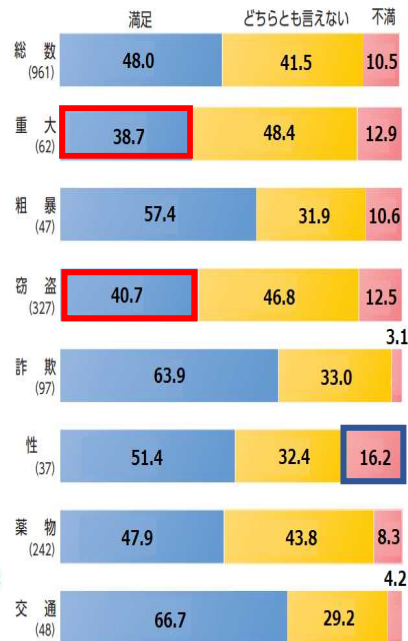
犯罪類型による比較

※犯罪者のみの分析

▶ 家庭生活に対する満足度



▶ 友人関係に対する満足度

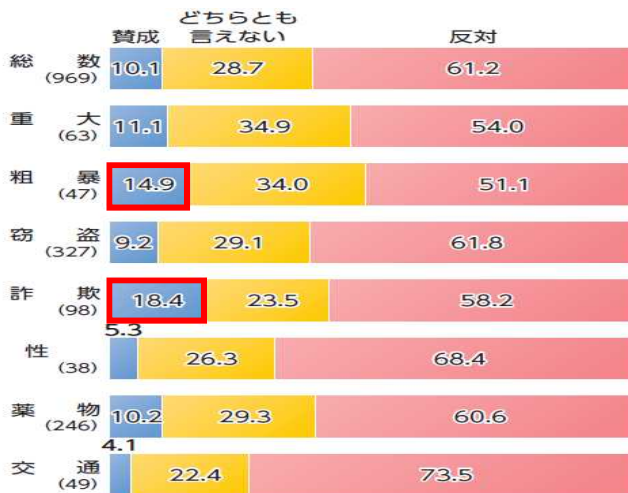


犯罪類型の違いによる特徴

- 家庭生活・友人関係に対する満足度
 - 重大・窃盗：家庭生活「不満」多く、友人関係「満足」少ない
 - 性：家庭生活「満足」多いが、友人関係「不満」多い
- 態度・価値観
 - 粗暴・詐欺：自分本位な価値観
- 再犯・再非行の原因
 - 重大：「不良交友」「学業・就労の失敗」
 - 粗暴：「まじめな友達が少なかった」
 - 窃盗：「相談相手がいなかった」「学業・就労の失敗」
 - 詐欺：「処分を軽く考えていた」
 - 性：「相談相手がいなかった」「落ち着いて生活できる場所がなかった」「自分が犯罪をする原因が分からなかった」
 - 薬物：「不良交友」
 - 交通：「処分を軽く考えていた」

▶ 態度・価値観

自分のやりたいことをやりぬくためには、ルールを破るのも仕方ないことだ



【重大】

- ◎他者と安定した交流を図るための指導
- ◎安定した就労の確保・維持

【粗暴】

- ◎他責的態度の変容・必要な知識の習得
- 暴力防止プログラム（保護）

【窃盗】

- ◎相談相手や援助者が必要
- 支援・相談機関へつなげる

【詐欺】

- ◎安定した就労の確保・維持
- ◎自分本位で安易な態度・価値観
- ・不安定な生活に起因する者には、生活安定に向けた指導・支援
- ・若年の特殊詐欺事犯者等には、自分本位な態度を改めさせる指導
- 類型別処遇（特殊詐欺類型）（保護）

【性】

- ◎対人スキルの向上
- ◎認知の偏り、自己統制力不足の認識
- 性犯罪再犯防止指導（矯正）
- 性犯罪者処遇プログラム（保護）

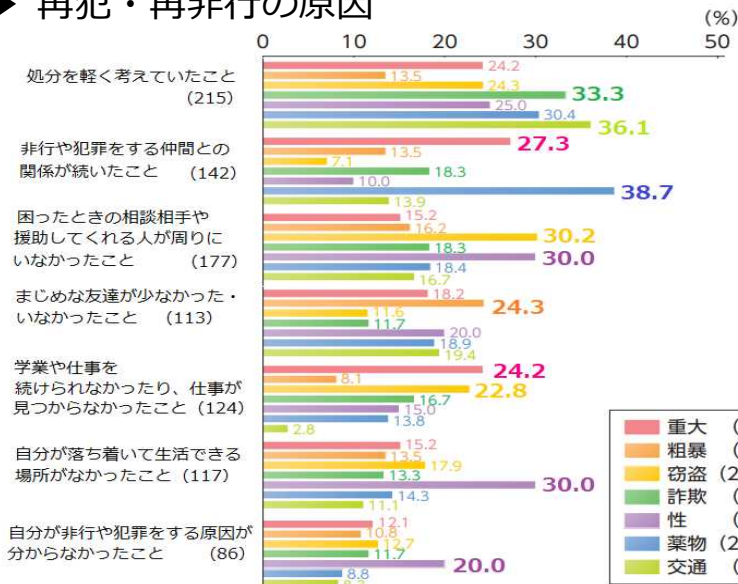
【薬物】

- ◎不良交友についての指導
- ◎再使用に至らないための具体的な方法を考えさせることが重要
- 薬物依存離脱指導（矯正）
- 薬物再乱用防止プログラム（保護）

【交通】

- ◎運転者の責任・義務を自覚させ、罪の重さを認識させる
- 交通安全指導（矯正）

▶ 再犯・再非行の原因

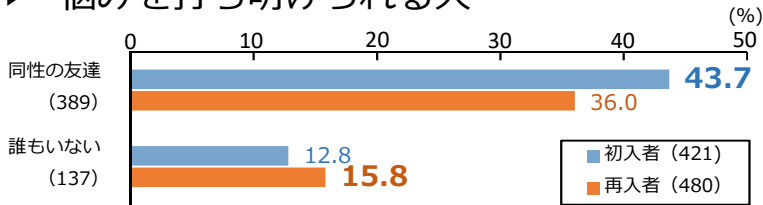


犯罪進度による比較 ※犯罪者のみの分析

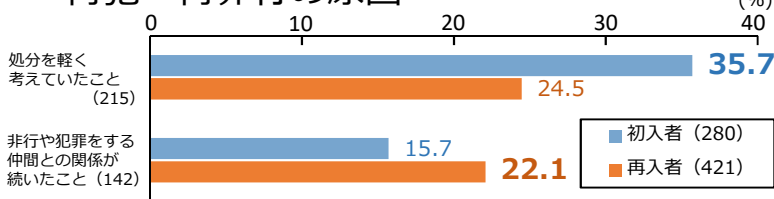
▶ 家庭生活に対する満足度



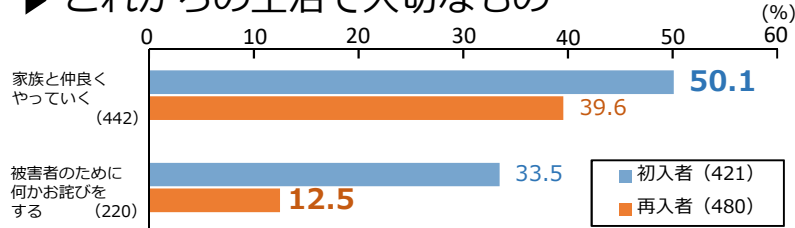
▶ 悩みを打ち明けられる人



▶ 再犯・再非行の原因



▶ これからの生活で大切なもの



犯罪進度の違いによる特徴

- 家庭生活に対する満足度
初入者：「満足」多く、「不満」少ない
再入者：「満足」少なく、「不満」多い
- 悩みを打ち明けられる人
初入者：「同性の友達」多い
再入者：「誰もいない」多い
- 再犯・再非行の原因
初入者：「処分を軽く考えていた」多い
再入者：「不良仲間との関係続いた」多い
- これからの生活で大切なもの
初入者：「家族と仲良く」多い
再入者：「被害者へのお詫び」少ない

【初入者】

- ◎ 家族の指導や他人からの助言を受け入れようとする者が多い
 - ◎ 家族の監督・指導を補完するBBS会等のボランティア・協力雇用主等の活用
- #### 【再入者】
- ◎ 支援機関につなげて不良交友からの離脱支援を含めた環境調整
 - ◎ 被害者の視点を考慮した指導・支援

前回までの調査との比較 ※少年鑑別所入所者のみの分析

▶ 家庭生活に対する満足度



前回までの調査との違い

- 家族関係に対する満足度
満足の者の構成比が上昇し続けている

- ◎ 家族が重要な社会資源
→ 家族による監督・監護の重要性、必要性

結論

犯罪者・非行少年の特性を踏まえた指導・支援の必要性、重要性

- 拘禁刑創設の趣旨を踏まえ、犯罪者の個々の特性に一層応じた処遇へ
- 犯罪者・非行少年を取り巻く環境の変化を踏まえたアセスメントと指導・支援へ
MJCA、CFP等のアセスメントツールの活用
特別改善指導、専門的処遇プログラム、類型別処遇等